

厚岸町規則第29号

町立厚岸病院実費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

厚岸町長

若狭 靖

町立厚岸病院実費徴収規則の一部を改正する規則

町立厚岸病院実費徴収規則（平成12年厚岸町規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「予防接種料は」を「同表に定めのないものの実費徴収の金額は」に改める。

第2条の表を次のように改める。

実費徴収の種類	金額
(1) エンボスカード再交付料	1枚につき 550円
(2) 死後処置料	1体につき 8,010円
(3) 健康診断料	健康保険法の規定により算定した点数に10円を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額
(4) テレビ視聴料	1日につき 204円
(5) リンパ浮腫外来診療料	20分ごとに 1,100円
(6) 抗原定量検査料	健康保険法の規定により算定した点数に10円を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。